

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	母子保健課
委 託 業 務 名	妊産婦健康診査等業務
委 託 業 務 場 所	実施機関等
概 要	母子保健法に基づく妊婦健康診査、産婦健康診査及び新生児聴覚検査、1か月児健康診査を実施。また、委託医療機関等への妊婦健康診査等費用の支払い業務を実施。
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和8年4月1日
契 約 金 額	【妊婦健康診査】 基本健診 1件あたり 5,000円 超音波検査 1件あたり 5,300円 血液検査（妊娠初期） 1件あたり 12,990円 血液検査（妊娠初期 HTLV-1抗体検査を未実施の場合） 1件あたり 11,400円 血液検査（妊娠中期） 1件あたり 3,410円 血液検査（妊娠中期 HTLV-1抗体検査を実施の場合（HTLV-1抗体検査、免疫学的検査判断料を含む）） 1件あたり 6,440円 血液検査（妊娠後期） 1件あたり 1,860円 子宮頸がん検診（細胞診） 1件あたり 3,650円 子宮頸がん検診（標本作製が直接塗抹法の場合） 1件あたり 3,200円 B群溶血性レンサ球菌検査 1件あたり 3,800円 クラミジア検査 1件あたり 3,380円 クラミジア検査（B群溶血性レンサ球菌検査と同日実施の場合） 1件あたり 1,880円 【産婦健康診査】 産婦健康診査 1件あたり 5,000円 【新生児聴覚検査】 新生児聴覚検査 1件あたり 3,000円 【1か月児健康診査】 1か月児健康診査 1件あたり 5,500円 【支払業務】 妊婦健康診査事業費等支払業務 受診1回あたり 90円

様式第 2 号（第 2 条関係）

契約の相手方	〔所在地〕 滋賀県栗東市糺一丁目 10 番 7 号 〔名 称〕 一般社団法人滋賀県医師会 〔所在地〕 滋賀県大津市御殿浜 6 番 28 号 〔名 称〕 公益財団法人滋賀県健康づくり財団
契約相手方の 選 定 理 由	妊産婦等の利便性を考慮し、妊婦健康診査及び産婦健康診査並びに新生児聴覚検査及び 1 か月児健康診査（以下「妊婦健康診査等」という。）を県内で受診できる体制整備が必要である。また、妊婦健康診査等について、適正な実施及び必要に応じた適切な指導・支援が可能な事業者を選定する必要がある。 ついては、これらの条件を満たす一般社団法人滋賀県医師会を選定する。 なお、当該業務は、県内 19 市町の集合契約で実施することから、委託医療機関等からの請求に係る審査支払業務は、公益財団法人滋賀県健康づくり財団を選定する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- （注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。